





収入伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年5月27日	
収入決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	政務活動費	
金額	350,000円	
内容	令和元年度 大津市議会政務活動費 (@70,000×1名 5カ月分)	
支払者	大津市議会総務課	
収入年月日	令和1年5月27日	
摘要	01.05.27 B お振込 枚数 350,000 ¥417,568 113B	

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年6月20日		
支出決定	代表者印	経理責任者印	
			
科目	調査研究費		
金額	2,432円		
内容	タブレット通信費		
支払先	日立キャピタル株式会社		
支出年月日	令和1年6月20日		
摘要			
領収書 添付欄	01.06.20 E クレジット	2,432 ヒタチキャピタル	¥347,568

預金口座口座振替のお知らせ

2019年 6月11日

清正会 代表 谷 祐治 殿

(266603-0051)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいませようお願い申し上げます。

振替金額	¥2,432-
お支払日	2019年 6月20日 (休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)

*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。

振替NO.: 0825520

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

日立キャピタル株式会社

関西法人支店 営業第一課

お問合せ先 梅本 精一

電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行

金融機関 大津市役所

口座番号 普通




契約番号	区分	内容 (上段: 契約期間・下段: 物件名等)	金額	消費税等	小計	月分	請求回数 当回	残回	消費税率	概要
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス	2,252	180	2,432		55	5	8%	
		合計	2,252	180	2,432					

区分-059: 代理回収金

概要-「*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年7月4日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	2,950円	
内容	大津市公文書公開 コピー代	
支払先	大津市 市政情報課	
支出年月日	令和1年7月4日	
摘要	市民センターのあり方検討について①建築基準法関係諸法令を踏まえた課題整理を行った際における資料（その結果が分かる書類）②上記に関する協議録（庁内） 立替議員：谷 祐治 受領日 令和元年7月4日 受領印 	
領収書 添付欄	裏面に添付	

下記金額を領収し
大津市 出納簿
市政情報課

2019-
06-28

	80	円
	10	円
01	*800	非
	43	円
	50	円
02	*2150	非
	*2950	計
	*10000	現
	*7050	金
000-5046		
15-17		



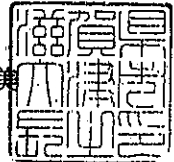
様式第2号（第3条関係）

公文書公開決定通知書

大津市指令市自セ第16号
令和元年6月28日

谷 祐治 様

大津市長 越 直美





令和元年6月13日付けで請求のありました公文書の公開については、大津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することと決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称又は内容	・市民センターのあり方検討について ①建築基準法関係諸法令を踏まえた課題整理を行なった際における資料（その結果が分かる書類） ②上記に関する協議録（庁内）
2 公文書公開請求書の收受年月日及び收受番号	令和元年6月13日 收受番号159号
3 公文書の公開の日時	令和元年6月28日（金） 15時30分
4 公文書の公開の場所	大津市役所 新館7階 市政情報課
5 担当課（室）等	大津市市民部自治協働課市民センター改革推進室 電話番号 ダイヤルイン 077-528-2905

- (注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課（室）等まで連絡してください。
3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年7月22日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	2,432円	
内容	タブレット通信費	
支払先	日立キャピタル株式会社	
支出年月日	令和1年7月22日	
摘要		
領収書 添付欄	01.07.22 E タブレット 2,432 日立キャピタル ¥342,186	

預金口座口座振替のお知らせ

2019年 7月10日

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

日立キャピタル株式会社

関西法人支店 営業第一課

お問合せ先 梅本精一

電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行

金融機関 大津市役所

口座番号 普通

振替NO.: 0858966

清正会 代表 谷 祐治 殿

(266603-0051)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいますようお願い申し上げます。

振替金額	¥2,432-
お支払日	2019年 7月20日 <small>(休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)</small>

*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。



契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	月分	請求回数		消費税率	摘要
							当回	残回		
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス 60ヶ月	2,252	180	2,432		56	4	8%	
		合計	2,252	180	2,432					

区分-059:代理回収金

摘要-「*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年8月20日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	2,432円	
内容	タブレット通信費	
支払先	日立キャピタル株式会社	
支出年月日	令和1年8月20日	
摘要		
領収書 添付欄	01.08.20 E プレシオ 2432 ヒタチキャピタル ￥339,754	

預金口座口座振替のお知らせ

2019年 8月 8日

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

日立キャピタル株式会社



関西法人支店 営業第一課

お問合せ先 梅本 精一

電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行
金融機関 大津市役所

口座番号 普通

清正会 代表 谷 祐治 殿
(266603-0051)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいますようお願い申し上げます。

振替金額	¥2,432-
お支払日	2019年 8月20日 (休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)

*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。

振替NO.: 0894455




契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	月分	請求回数		消費税率	摘要
							当回	残回		
545136801	069	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス 60ヶ月	2,252	180	2,432		57	3	8%	
		合計	2,252	180	2,432					

区分-069:代理回収金

摘要-「*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年8月23日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	470円	
内容	大津市公文書公開 コピー代	
支払先	大津市 市政情報課	
支出年月日	令和1年8月23日	
摘要	<p>大津市が保有する地方独立行政法人市立大津市民病院における令和元年5月理事会配布資料及び協議録（上記における執行部内における協議録含む） 録</p> <p>立替議員：谷 祐治 受領日 令和元年8月23日 受領印 </p>	
領収書 添付欄	裏面に添付	

下記金額を領収しました。

大津市 出納票
市政情報課

2019-
07-05

	47 如	
	10 ②	
01	*470 非	
	*470	計
	*1000	現
	*530	金
000-5087		
13-52		

公文書部分公開決定通知書

大津市指令健保総第35号
令和元年7月4日

谷 祐 治 様

大津市長 越 直 美



令和元年6月13日付けで請求のありました公文書の公開については、大津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり請求に係る公文書の一部を公開せず、その他の部分を公開することと決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 又は内容	大津市が保有する地方独立行政法人市立大津市民病院における令和元年5月理事会配布資料及び協議録（上記における大津市執行部内における協議録含む）
2 公文書公開請求書の收受年月日及び收受番号	令和元年6月13日 收受番号158号
3 公文書の公開の日時	令和元年7月5日（金） 14時00分
4 公文書の公開の場所	市政情報課（大津市役所新館7階）
5 公文書の公開をしない部分	大津市が保有する地方独立行政法人市立大津市民病院における令和元年5月理事会の協議録における発言者氏名
6 公文書の公開をしない理由	（大津市情報公開条例第7条第5号該当） 地方独立行政法人の内部における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため
7 6の理由が消滅する期日	年 月 日
8 担当課（室）等	大津市役所健康保険部保健所保健総務課地域医療戦略室 電話番号 ダイヤルイン 077-526-6756




教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- （注）1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課（室）等まで連絡してください。
3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。
4 7の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以降に新たに公文書公開請求書を提出してください。

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年8月23日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	1,780円	
内容	(地独) 市立大津市民病院 公文書公開 コピー代	
支払先	地方独立行政法人 市立大津市民病院	
支出年月日	令和1年8月23日	
摘要	理事会資料(7月分)、議事録 立替議員: 谷 祐治 受領日 令和元 年 8 月 23 日 受領印 	
領収書 添付欄	裏面に添付	

振込金領収書

令和 年 月 日	
ご依頼人	〒 520-0011 住所 大津市南志賀四丁目9番36号
	氏名 谷 祐治 様
令和元年度	地方独立行政法人市立大津市民病院会計
金額	1,780 円
伝票番号	
(摘要) 保有個人情報 ^{チホウ} の写し等費用 ^{キョウシキョウ} 谷 祐治 様 (ID :) 支払期限 令和 年 月 日 分 外来 : 分 1,780 円	
納期限	令和 年 月 日
地方独立行政法人 市立大津市民病院	
振込先銀行	滋賀銀行 (0157) 大津市役所出張所 (113)
お預金種目	普通 口座番号
お受取人	地方独立行政法人 市立大津市民病院 理事長 増田 伊知郎 <small>チホウ ドクリツ キョウシキョウ</small> <small>シリツ オオツシミンビョウイン リジチョウ マスダ イチロウ</small>
上記の金額を領収しました。	領収日付印
株式会社 滋賀銀行 (取扱店名)	預取(1) 1.8.20 地方独立行政法人 市立大津市民病院

この領収書は大切に保管してください。

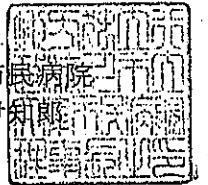
(取扱店→依頼人)

公文書公開決定通知書

地大経戦第21号
令和元年8月20日

谷 祐治 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長 増田 伊知郎





令和元年8月6日付けで請求のありました公文書の公開については、大津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することと決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称又は内容	理事会資料 (7月分)、議事録
2 公文書公開請求書の收受年月日及び收受番号	令和元年8月6日 收受番号 地大法総第42号
3 公文書の公開の日時	令和元年8月20日 (火) 14時00分
4 公文書の公開の場所	市立大津市民病院 管理棟2階 法人事務局経営戦略室
5 担当課 (室) 等	市立大津市民病院 法人事務局経営戦略室 電話番号 077-526-5235

- (注) 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課 (室) 等まで連絡してください。
3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年9月20日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	2,432円	
内容	タブレット通信費	
支払先	日立キャピタル株式会社	
支出年月日	令和1年9月20日	
摘要		
領収書 添付欄	01.09.20 E クレジット	2,432 七百廿七円 ¥335,072

預金口座口座振替のお知らせ

2019年 9月10日

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3



日立キャピタル株式会社

関西法人支店 営業第一課

お問合せ先 梅本 精一
電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。

口座振替 滋賀銀行
金融機関 大津市役所
口座番号 普通

清正会 代表 谷 祐治 殿

(266603-0051)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいませようお願い申し上げます。

振替金額	¥2,432-
お支払日	2019年 9月20日 <small>(休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)</small>

*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。

振替NO.: 0926282



契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	月分	請求回数		消費税率	摘要
							当回	残回		
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス 60ヶ月	2,252	180	2,432		58	2	8%	
		合計	2,252	180	2,432					

区分-059:代理回収金

摘要-「*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。



収入伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年9月20日	
収入決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	政務活動費	
金額	420,000円	
内容	令和元年度 大津市議会政務活動費 (@70,000×1名 6カ月分)	
支払者	大津市議会総務課	
収入年月日	令和1年9月20日	
摘要	01.09.20 B お振込 オツシ キカイリカ 420,000 ￥755,072 113B	

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年10月21日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	2,432円	
内容	タブレット通信費	
支払先	日立キャピタル株式会社	
支出年月日	令和1年10月21日	
摘要		
領収書 添付欄	01.10.21 E クレジット 2,432 円 封封付別 ¥752,640	

預金口座口座振替のお知らせ

2019年10月 9日

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

日立キャピタル株式会社

関西法人支店 営業第一課

お問合せ先 梅本 精一

電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。

口座振替 滋賀銀行

金融機関 大津市役所

口座番号 普通

振替NO.: 0959558

清正会 代表 谷 祐治 殿
(266603-0051)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいませようお願い申し上げます。

振替金額	¥2,432-
お支払日	2019年10月20日 <small>(休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)</small>

*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。

契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	請求回数		消費税率	摘要
						月分	当月 残回		
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス 60ヶ月	2,252	180	2,432		59 1	8%	
		税率別計	2,252	180	2,432				
		合計	2,252	180	2,432				

区分-059:代理回収金

摘要-「*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。

支 出 伝 票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和1年11月20日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
	(谷)	(谷)
科 目	調査研究費	
金 額	2,477円	
内 容	タブレット通信費	
支払先	日立キャピタル株式会社	
支出年月日	令和1年11月20日	
摘 要		
領収書 添付欄	01.11.20 E グレサット 2,477 日立キャピタル ¥750,163 1130	

預金口座口座振替のお知らせ

2019年11月11日

清正会 代表 谷 祐治 殿

(266603-0051)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいませようお願い申し上げます。

振替金額	¥2,477-
お支払日	2019年11月20日 <small>(休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)</small>

*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

日立キャピタル株式会社

関西法人支店 営業第一課

お問い合わせ先 梅本 精一
電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行
金融機関 大津市役所
口座番号 普通

振替NO.: 0991689



契約番号	区分	内容 (上段ご契約期間・下段物件名等)	金額	消費税等	小計	月分	請求回数		消費税率	摘要
							当回	残回		
545136801	059	2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス 60ヶ月	2,252	225	2,477		60	0	10%	
		税率別計	2,252	225	2,477					
		合計	2,252	225	2,477					

区分-059:代理回収金

摘要-「*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。

支 出 伝 票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和2年1月7日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目	研修費	
金 額	8,440円	
内 容	研修会参加費	
支払先	公益社団法人 日本都市計画学会	
支出年月日	令和2年1月7日	
摘 要	第43回都市計画セミナー 参加費 (2日目のみ) 8,000円+振込手数料 440円=8,440円	
領収書 添付欄	裏面に添付	

〈しがぎん〉自動サービス

ご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。

取引区分			
振込			
お取扱店	端末番号	年 月 日	
113	080	02-01-07	
銀行番号	支店番号	科目・口座番号	
受入金額		(¥8,440)	
お取扱金額 (枚)	おつり		
0	3		
4			
時刻	金額		
10:15	¥8,000		
ご案内			
三菱UFJ銀行			
麹町中央支店			
[] コウエキヤタマホウシツ			
ニホリツゲイカクカツカイ 様へ			
オオツキカイ ソンセイカイ 様から			

●このご利用明細は、お持ち帰りください。
 ●このお取引は〈しがぎん〉キャッシュカード
 規定により、お取扱いさせていただきました。



No. 2021

参加票カード

第43回 都市計画セミナー

スマート化が進む時代の都市の空間像とマネジメント
—多様な技術をマネジメントする新たな都市計画を構想する—

2020.1.21 [火], 22 [水] 東洋大学 井上円了ホール

お名前 谷 祐治

ご所属 大津市議会議員



本参加票を受付にご提示下さい。 / お名前・ご所属は各自でご記入下さい。



公益社団法人 日本都市計画学会 都市計画セミナー係
☎ 03-3261-5407 ✉ seminar43@cpj.or.jp

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和2年1月16日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	研修費	
金額	28,380円	
内容	研修会参加旅費	
支払先	谷 祐治	
支出年月日	令和2年1月16日	
摘要	細部は、別紙「旅費明細書」参照	
領収書 添付欄	裏面に添付	

領 収 書 大津市議会 清正会 様

Receipt
領収年月日 2020. - 1. 21
金額 ￥13,970 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60062 2枚)
西日本旅客鉄道株式会社
大津京駅
大津京駅F1発行 00063-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領 収 証

2020年 1月22日

大津市議会 清正会 様

金13,970円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
田町802 No.000050

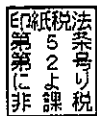


印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収書

様

ご利用日付 2020年01月22日
時刻 09時14分
カード番号：----
取引内容：乗車券購入 金220円



伝票番号:36581

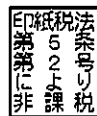
・毎度ありがとうございます。

三田 駅 券 42発行
東京都交通局

領収書

様

ご利用日付 2020年01月22日
時刻 17時07分
カード番号：----
取引内容：乗車券購入 金220円






伝票番号:32998

・毎度ありがとうございます。

都 白山駅 券 23発行
東京都交通局

旅費明細書

旅 費 明 細 書

氏 名 (1人)	氏 名	旅 費	請求印	請求日	
	谷 祐治	28,380		1/16	
出張先	第43回都市計画セミナー 「スマート化が進む時代の都市の空間像とマネジメント」 場所: 東洋大学白山キャンパス 井上円了ホール (東京都文京区白山5-28-20)				
期 間	令和2年1月22日(水)				
用 件	研修受講				
旅費額 (1人当り)	交通費	円	旅費総額(1人分)		
	車賃	円	28,380 円		
	旅行雑費	別紙明細のとおり 円	認 印	代 表 者	
	宿泊料	円			経 理 責 任 者
	合 計	円			
備 考					

令和元年度 大津市議会 清正会 研修旅費計算書

日 程 令和2年1月22日(水)

研 修 第43回都市計画セミナー
「スマート化が進む時代の都市の空間像とマネジメント」

場所:東洋大学白山キャンパス 井上円了ホール
(東京都文京区白山5-28-20)

〈 旅 費 〉 28,380 円

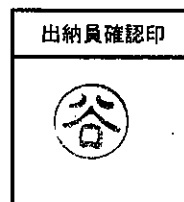
谷 祐治 議員 28,380











月 日	交通機関	発駅(地)名 着駅(地)名	鉄 道 等		特急運賃 急行運賃	車 賃	宿泊料	食卓料等	宿 泊 地 備 考	
			キロ数	運 賃						
1月22日	JR	発 大津京 着 京都	519.9	¥8,360	¥5,610	閉散期			直出勤 運賃計算:513.5km	
		発 京都 着 品川								
		発 品川 着 田町(東京都区内)								
		発 田町(東京都区内) 着 品川								
	都営地下鉄	発 三田 着 白山	8.7	¥220					研修受講	
	都営地下鉄	発 白山 着 三田	8.7	¥220						
	JR	発 田町(東京都区内) 着 品川	519.9	¥8,360	¥5,610	閉散期			運賃計算:513.5km	
		発 品川 着 京都								
		発 京都 着 大津京								
		発 大津京 着 品川								
	小 計				¥17,160	¥11,220	¥0	¥0	¥0	
							計 金	¥28,380		

旅費支出のチェックシート

※市外旅費を支出するとき、支出命令書に必ず添付してください。

適正	該当 なし	チェック項目	内 容	旅費マニュアル
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	公共交通機関の通勤手当を支給している区間を含む旅行をする場合に、その区間分の旅費を支給していないか。	公共交通機関(電車やバス等)の通勤手当を支給している区間は旅費の支給対象外となる。	15ページ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	シーズン別の指定席特急料金(繁忙期・閑散期)に応じた支給が来ているか。	繁忙期、通常期、閑散期の設定期間を確認する。	6ページ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	宿泊を伴う旅行の場合、用務地から宿泊施設までの移動に係る経費は、定額宿泊料の範囲内となっているか。	用務地から宿泊施設までの移動に係る経費(往復)と宿泊料金の合計が定額宿泊料の範囲内であること。	13ページ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同一特急で乗車区間が片道50キロメートルに満たない場合に特急料金を支給していないか。	原則として、片道50キロメートルに満たない場合は特急料金は支給しない。 <例外的に支給する場合> 新幹線利用で「ひかり」から「こだま」に乗り継ぐようなとき、「ひかり」の乗車駅から「こだま」の下車駅までの特急料金を支給しても差し支えない。	5ページ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	食卓料は適正に計算されているか	宿泊研修等で宿泊料の調整をするときや見積による宿泊旅行で、夕食代、朝食代が含まれていない場合は食卓料を支給する。(夕食代、朝食代のいずれかのみが含まれていない場合は、定額の半額を支給する。) (定額:市長等2,600円、一般の職員2,200円)	13~14ページ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	往復割の適用を行っているか?	往復で使用する区間で片道の営業キロが601Kmを超える場合は運賃に0.9を乗じ、10円未満を切り捨てる。	6ページ
<input checked="" type="checkbox"/>		その他の項目についても、旅費マニュアルに従って旅行命令書が作成されていることを確認したか。		
<input checked="" type="checkbox"/>		旅行者本人が行程や通勤手当との重複区間等を確認したか。		




議 長	副議長						
		局 長	次 長	課 長	合 議		担 当
						  	

研 修 結 果 報 告 書

令和 2 年 2 月 21 日

大津市議会議長
近藤 真弘 様

清正会
代表 谷 祐治 

研修の結果について（報告）

本会派が研修した結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 期 間 令和 2 年 1 月 2 2 日（水）
2. 研 修 会 場 東洋大学白山キャンパス 井上円了ホール
（東京都文京区白山 5 - 2 8 - 2 0）
3. 目 的 研修受講
第 4 3 回都市計画セミナー
「スマート化が進む時代の都市の空間像とマネジメント」
4. 内 容 別紙報告書のとおり
5. 参 加 議 員 谷 祐治



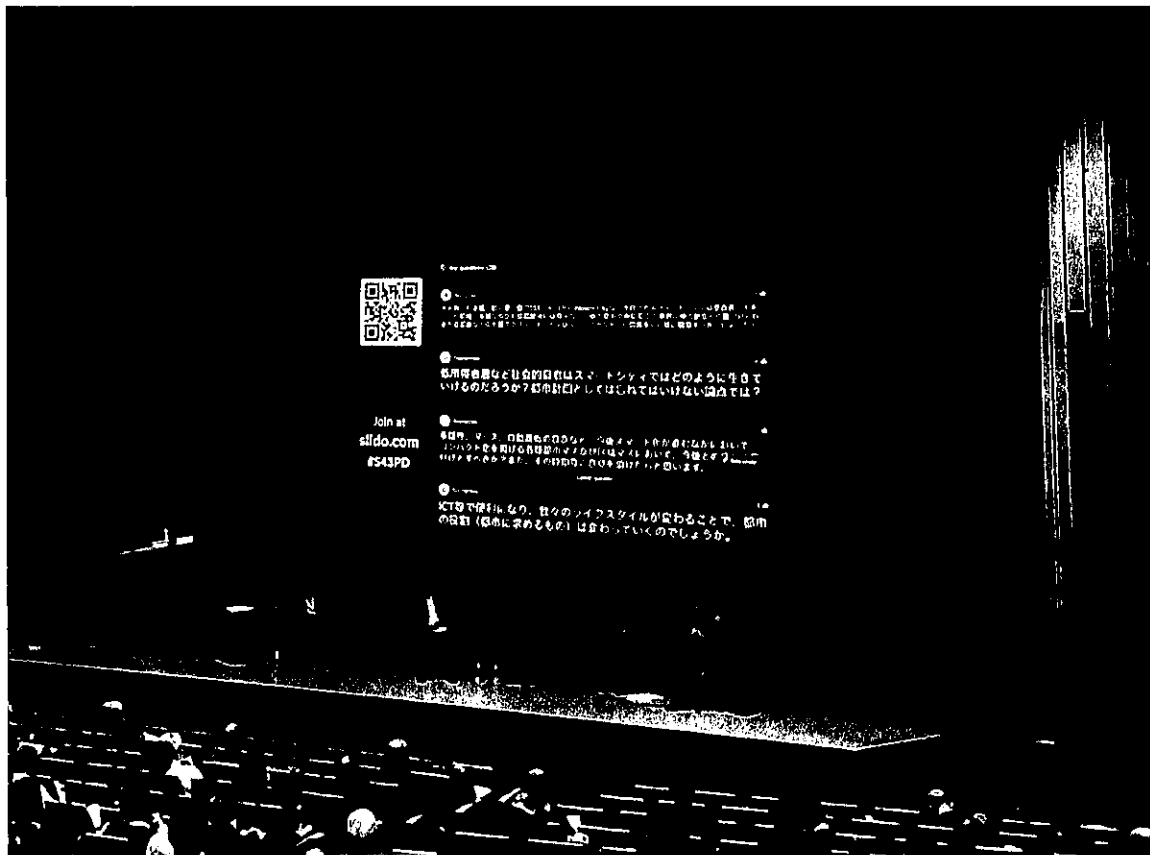
清 正 会 研 修 結 果 報 告 書

研修日時 令和2年1月22日(水) 10:00~16:50

人 員 清正会 谷 祐治

研修事項 公益社団法人日本都市計画学会主催 第43回 都市計画セミナー
スマート化が進む時代の都市の空間像とマネジメント
～多様な技術をマネジメントする新たな都市空間を構想する～

研修会場 東洋大学白山キャンパス 井上円了ホール (東京都文京区白山5-28-20)



【第43回 都市計画セミナー (会場: 東洋大学)】

公益社団法人 日本都市計画学会主催 第43回 都市計画セミナー
スマート化が進む時代の都市の空間像とマネジメント

～多様な技術をマネジメントする新たな都市空間を構想する～

【講演】

Society 5.0における Social Design & Management
～第4次産業革命期におけるスマートシティ戦略～
東博暢 株式会社 日本総合研究所

【講演】

都市におけるAIとビッグデータの可能性
吉村 有司 東京大学 特任准教授

【事例報告】

松山市におけるスマートシティの取り組み
石井 朋紀 松山市

大手町・丸の内・有楽町地区におけるスマートシティの取り組み
重松 真理子 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会

ICTで産官学を“つなぐ”神戸のまちづくり
長井 伸晃 神戸市

【講演】

スマート+コンパクトシティの実現に向けて
森本 章倫 早稲田大学 教授／日本都市計画学会 専務理事

【パネルディスカッション】

新技術をどのように“まち”に適用し、都市課題・社会課題を解決するか
[コーディネータ]

小泉 秀樹 東京大学 教授／日本都市計画学会 理事

[パネリスト]

東博暢 株式会社 日本総合研究所

筒井 祐治 国土交通省

出口 敦 東京大学 教授／日本都市計画学会 副会長

森本 章倫 早稲田大学 教授／日本都市計画学会 専務理事

【開催趣旨】

近年、社会を大きく変える技術革新として、IoT や人工知能 (AI)、ビッグデータ、ロボットが注目を集めています。Society 5.0 で実現する社会は、IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されることで、今までにない新たな価値が生み出されたり、人工知能やビッグデータを活用することで必要な情報が必要な時に提供されたり、また、ロボットや自動運転といった技術は都市が抱える様々な問題を解決する可能性があります。一方で、このようなスマート化が進んだ都市は、これまでの土地利用や施設配置の考え方の範疇を超えるものであり、都市の空間像や計画のあり方を新たに構想し、これらの多様な技術をマネジメントする新たな手法も必要になります。今回のセミナーでは、第一部で「スマートシティが目指す社会像」を概観し、第二部において「スマートシティを支える要素技術」を把握した上で、第三部において「技術革新を踏まえた新しい都市計画をどのように構想するか」を考えます。(主催者提供資料より引用 1月22日開催 第三部のみ参加)

【所見】

人口減少、少子高齢化が進む社会情勢の変化に対応し、都市政策を効果的に推進していくためには、ICT の活用による利便性の向上や効率化が重要となります。スマートシティとは、先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組であり、超スマート社会 (Society 5.0) を実現する場とも位置付けられています。超スマート社会 (Society 5.0) とは、第 5 期科学技術基本計画 (平成 28 年策定) において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものであり、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) を実現しようとするものです。狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会を目指すためには、AI、IoT などの新技術やデータを活用したスマートシティをまちづくりの基本方針として位置付け、官民連携を加速させる必要があります。

現在、大津市においても、中心市街地及び比叡山周遊の活性化を目指した大津市版 MaaS (Mobility as a Service) の実証実験に取り組まれるなど、Society 5.0 が目指す経済発展と社会的課題の解決を目指したまちづくりが進められています。さらなる取り組みを進めていくにあたっては、大津市都市計画マスタープランにおいてスマートシティの位置づけを明確にするとともに、同計画が掲げる「コンパクト+ネットワーク」が都市構造にどのような影響を及ぼすものなのか、市民理解を深める取り組みが必要不可欠になると考えます。コンパクトシティが多様な施設が一定のエリアに集積し、魅力的な公共交通によってネットワークされた都市であることに對し、スマートシティは、多様な施設や人の活動が情報技術 (ICT) によって賢くネットワークされた都市であると定義づけることができます。セミナーへの参加を通じて、コンパクトシティとスマートシティの融合を図りながら、都市政策を推進していくことの重要性について理解を深めることが出来ました。

大津市議会 清正会 谷 祐治

スマート化が進む時代の 都市の空間像とマネジメント

—多様な技術をマネジメントする新たな都市計画を構想する—

近年、社会を大きく変える技術革新として、IoT(Internet of Things)や人工知能(AI)、ビッグデータ、ロボットが注目を集めています。Society 5.0で実現する社会は、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されることで、今までにない新たな価値が生み出されたり、人工知能やビッグデータを活用することで必要な情報が必要な時に提供されたり、また、ロボットや自動運転といった技術は都市が抱える様々な問題を解決する可能性があります。

一方で、このようなスマート化が進んだ都市は、これまでの土地利用や施設配置の考え方の範疇を超えるものであり、都市の空間像や計画のあり方を新たに構想し、これらの多様な技術をマネジメントする新たな手が必要になります。

今回のセミナーでは、第一部で「スマートシティが目指す社会像」を概観し、第二部において「スマートシティを支える要素技術」を把握した上で、第三部において「技術革新を踏まえた新しい都市計画をどのように構想するか」を考えます。

開会挨拶 10:30-10:35

舟引 敏明 日本都市計画学会 常務理事

【第一部：スマートシティが目指す社会像】

基調講演 10:35-11:35

Society 5.0の考え方と次世代スマートシティの構築に向けて
出口 敦 東京大学 教授/日本都市計画学会 副会長

基調報告 11:35-12:35

国土交通省におけるスマートシティの取組み
徳永 幸久 国土交通省 大臣官房技術審議官(都市局担当)

講演 13:30-14:10

デジタルシフトによる地方創生・スマートシティ
アーキテクチャーの全貌
中村 彰二郎 アクセンチュア株式会社

【第二部：スマートシティを支える要素技術】

事例報告 14:10-14:50

デジタル変革がもたらす都市のイノベーション
一次世代移動空間整備に向けた映像解析技術活用
永野 善之 日本電気株式会社

事例報告 14:50-15:30

MaaSアプリ「EMot」と共通データ基盤「MaaS Japan」
のご紹介
藤垣 洋平 小田急電鉄株式会社

事例報告 15:40-16:20

スマートシティを実現するデジタルデータインフラ
～データの地産地消で先行する札幌市～
大西 佐知子 日本電信電話株式会社

講演 16:20-17:00

テクノロジーのコモディティ化とコミュニティの多様化
による持続可能な都市空間のデザインとマネジメント
神武 直彦 慶應義塾大学 教授

日時 2020年1月21日(火)・22日(水)

会場 東洋大学 白山キャンパス
井上円了ホール

参加費 2日間共通 会員 12,000円 非会員 15,000円
1日のみ 会員 8,000円 非会員 10,000円
※学生:2日間共通 3,000円/1日のみ 2,000円

申込方法 裏面の参加申込書より FAX または E-mail にてお申
込みください(申込期限:2020年1月15日)

問合せ先 日本都市計画学会 都市計画セミナー係
Tel. 03-3261-5407
E-mail. seminar43@cpj.or.jp

【第三部：技術革新を踏まえた新しい都市計画をどのように構想するか】

講演 10:00-11:00

Society 5.0における Social Design & Management
～第4次産業革命期におけるスマートシティ戦略～
東 博暢 株式会社日本総合研究所

講演 11:00-11:35

都市における AI とビッグデータの可能性
吉村 有司 東京大学 特任准教授

事例報告 11:35-12:10

松山市におけるスマートシティの取組み
石井 朋紀 松山市

事例報告 13:10-13:45

大手町・丸の内・有楽町地区におけるスマートシティの取組み
眞松 眞理子 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会

事例報告 13:45-14:20

ICTで産学官を"つなぐ"神戸のまちづくり
長井 伸晃 神戸市

講演 14:20-15:20

スマート+コンパクトシティの実現に向けて
森本 章倫 早稲田大学 教授/日本都市計画学会 専務理事

ハネルディスカッション 15:30-16:50

新技術をどのように"まち"に適用し、都市課題・社会課題を
解決するか

【コーディネータ】

小泉 秀樹 東京大学 教授/日本都市計画学会 理事

【パネリスト】

東 博暢 株式会社日本総合研究所

筒井 祐治 国土交通省

出口 敦 東京大学 教授/日本都市計画学会 副会長

森本 章倫 早稲田大学 教授/日本都市計画学会 専務理事

※やむを得ない事由により、内容・講師等が変更になる場合がございます。

第 43 回 都市計画セミナー参加申込書

FAX: 03-3261-1874

※いずれかにチェック

ふりがな お名前 谷 祐治 会員 一般 非会員 学生

勤務先 (在校名) 大津市議会

部署 (学部 学科)

役職 (学年) 大津市議会議員 ※学生の方は、必ず学年をご記入下さい。

〒 520-8575
ご住所 滋賀県大津市御陵町3-1 ご自宅住所の場合はチェック

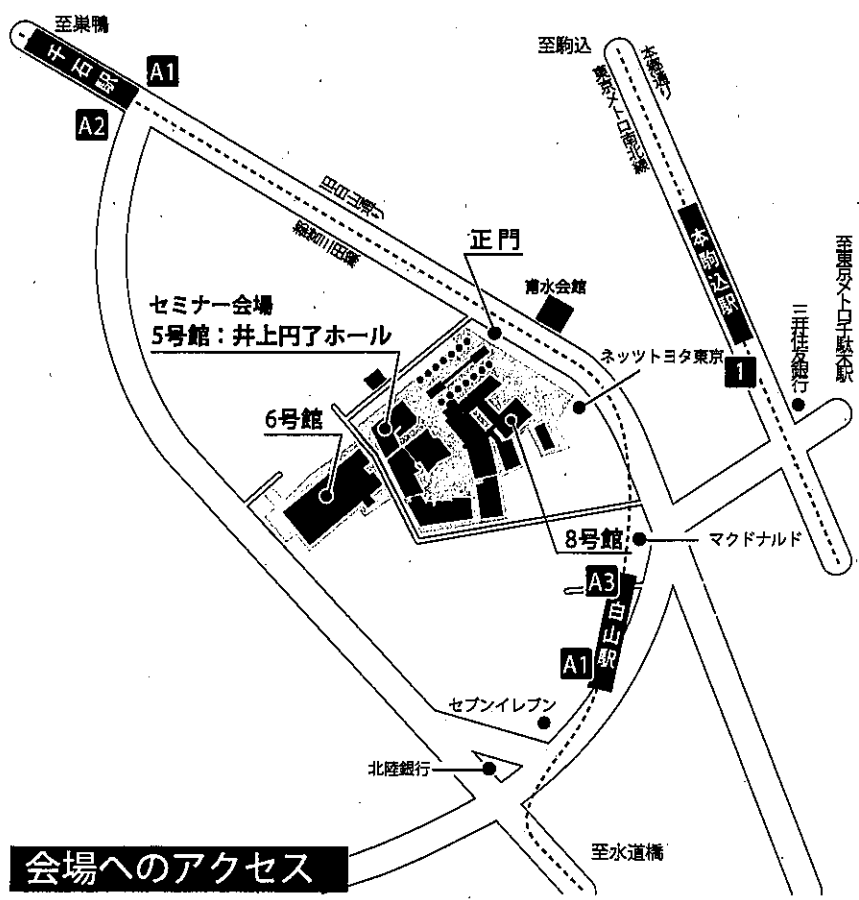
電話番号 [REDACTED]

E-Mail アドレス [REDACTED]

参加形態 2日間参加 (1/21-22) 1日目のみ参加 (1/21) 2日目のみ参加 (1/22) ※いずれかにチェック

請求先宛名 大津市議会 清正会 当日入金希望

備考



- *1 参加申込書受理後、参加票および請求書等の関連資料をご送付致します。
- *2 参加費は原則、2020年1月末日までに指定口座にお振込み頂けますようお願い致します。当日入金をご希望される場合は、チェック欄にチェックをお願い致します。お支払い方法等でご要望があれば事務局(☎03-3261-5407)までお問い合わせください。

[個人情報の取り扱いについて]
ご提供いただいた個人情報を第三者に開示することはありませんが、事業委員会が企画するイベントの開催のご案内を送付させていただく場合があります。

都営地下鉄三田線 千石
A1 A2 出口徒歩8分
 都営地下鉄三田線 白山
A3 出口徒歩5分
 東京メトロ南北線 本駒込
1 出口徒歩5分

会場へのアクセス

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和2年1月16日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
	谷	谷
科目	調査研究費	
金額	38,500円	
内容	会派行政視察旅費	
支払先	谷 祐治	
支出年月日	令和2年1月16日	
摘要	細部は、別紙「旅費明細書」参照	
領収書 添付欄	裏面に添付	

領 収 書

大津市議会 清正 様

Receipt

領収年月日 2020.-2.-4

金額 ￥38,160 (消費税等込み)

上記金額雑かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(20177.4枚)

西日本旅客鉄道株式会社

大津京駅

大津京駅F1発行 30178-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

電車運賃等收受証明

收受運賃

現金 170 円

IC _____ 円

チャージ

チャージ額 _____ 円

1日乗車券

____ 枚 _____ 円

上記運賃等を收受しました。

R2 年 2 月 6 日

熊本市交通局運行管理課

電車運賃等收受証明

收受運賃

現金 170 円

IC _____ 円

チャージ

チャージ額 _____ 円

1日乗車券

____ 枚 _____ 円




上記運賃等を收受しました。

令和 2 年 2 月 6 日

熊本市交通局運行管理課

旅費明細書

旅 費 明 細 書

氏 名	氏 名	旅 費	請求印	請求日	
	谷 祐治	¥38,500			
出張先	熊本市役所 (熊本市中央区手取本町1番1号)				
期 間	令和2年2月6日(木)				
用 件	行政視察 「大規模災害に備えた対応力の強化について」				
旅費額 (1人当り)	交通費		円	旅費総額(1人分)	
	車賃		円		38,500 円
	旅行雑費	別紙明細のとおり	円	認 印	
	宿泊料		円		代 表 者
	合 計		円		経 理 責 任 者
備 考					

令和元年度 大津市議会 清正会 行政視察旅費計算書

日 程 令和2年2月6日(木)

視 察 先 熊本市役所(熊本市中央区手取本町1番1号)

〈 旅 費 〉 38,500 円

谷 祐治 議員 38,500

月 日	交通機関	発駅(地)名 着駅(地)名	鉄 道 等		特急運賃 急行運賃	車 賃	宿泊料	食卓料等	宿 泊 地 備 考
			キロ数	運 賃					
2月6日	JR	発 大津京 着 京都	10.9	¥10,070	¥9,010	閉散期			直出勤 往復割引適用 運賃計算キロ:795.0
	JR	発 京都 着 博多	661.3						
	JR	発 博多 着 熊本	118.4						
	熊本市電	発 熊本駅前 着 熊本城・市役所前	2.8	¥170					熊本市役所視察
	熊本市電	発 熊本城・市役所前 着 熊本駅前	2.8	¥170					
	JR	発 熊本 着 博多	118.4	¥10,070	¥9,010	閉散期			往復割引適用 運賃計算キロ:795.0 直帰り
	JR	発 博多 着 京都	661.3						
	JR	発 京都 着 大津京	10.9						
小 計				¥20,480	¥18,020	¥0	¥0	¥0	
						計 金	¥38,500		











旅費支出のチェックシート

※市外旅費を支出するとき、支出命令書に必ず添付してください。

適正	該当 なし	チェック項目	内 容	旅費マニュアル
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	公共交通機関の通勤手当を支給している区間を含む旅行をする場合に、その区間分の旅費を支給していないか。	公共交通機関(電車やバス等)の通勤手当を支給している区間は旅費の支給対象外となる。	15ページ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	シーズン別の指定席特急料金(繁忙期・閑散期)に応じた支給が来ているか。	繁忙期、通常期、閑散期の設定期間を確認する。	6ページ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	宿泊を伴う旅行の場合、用務地から宿泊施設までの移動に係る経費は、定額宿泊料の範囲内となっているか。	用務地から宿泊施設までの移動に係る経費(往復)と宿泊料金の合計が定額宿泊料の範囲内であること。	13ページ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同一特急で乗車区間が片道50キロメートルに満たない場合に特急料金を支給していないか。	原則として、片道50キロメートルに満たない場合は特急料金は支給しない。 <例外的に支給する場合> 新幹線利用で「ひかり」から「こだま」に乗り継ぐようなとき、「ひかり」の乗車駅から「こだま」の下車駅までの特急料金を支給しても差し支えない。	5ページ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	食卓料は適正に計算されているか	宿泊研修等で宿泊料の調整をするときや見積による宿泊旅行で、夕食代、朝食代が含まれていない場合は食卓料を支給する。(夕食代、朝食代のいずれかのみが含まれていない場合は、定額の半額を支給する。) (定額:市長等2,600円、一般の職員2,200円)	13~14ページ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	往復割の適用を行っているか?	往復で使用する区間で片道の営業キロが601Kmを超える場合は運賃に0.9を乗じ、10円未満を切り捨てる。	6ページ
<input checked="" type="checkbox"/>		その他の項目についても、旅費マニュアルに従って旅行命令書が作成されていることを確認したか。		
<input checked="" type="checkbox"/>		旅行者本人が行程や通勤手当との重複区間等を確認したか。		

出納員確認印




議長	副議長	局長	次長	課長	合議	担当
					   	

視察・研修結果報告書

令和 2 年 3 月 5 日

大津市議会議長
近藤 真弘 様

清正会
代表 谷 祐治 

行政視察の結果について（報告）

本会派が実施した行政視察の結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 期 間 令和 2 年 2 月 6 日（木）
2. 視 察 先 熊本県熊本市
（熊本県熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所）
3. 目 的 行政視察
「大規模災害に備えた対応力の強化について」
4. 内 容 別紙報告書のとおり
5. 参 加 議 員 谷 祐治



清 正 会 行 政 視 察 報 告 書

視察日時 令和2年2月6日(木) 13:00~14:30

視察人員 清正会 谷 祐治

調査事項 大規模災害に備えた対応力の強化について

視察先 熊本県熊本市

視察対応 熊本市 健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課 副課長 有田 美保子 氏
熊本市 政策局 危機管理防災室 技術主幹 伊藤 暢章 氏
熊本市議会 議会事務局 議事課 委員会係 増田 慎太郎 氏 他1名



【熊本市危機管理防災室説明資料より】

(大規模災害に備えた対応力の強化について)

1. 災害時に自治体が担うべき役割を果たすための課題について

○熊本地震が発生した平成28年の時点において、熊本市は業務継続計画を策定されていたが、復旧・復興の各段階において必要となる業務、また、業務への人員投入量などの実績を踏まえ、より実効性の高い計画となるよう、以下6点を特に重要な要素としてあげられ、見直しが行われた。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 電気、水、食料等の確保
- ③ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ④ 災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

このうち、非常時優先業務の整理については、内閣府が被災自治体における災害対応時の業務量と災害対応条件により必要人員をシミュレーションできるシステムとして開発した「災害時対応人員管理支援システム (SHIFT)」を活用されている。

○平成30年3月、地域防災計画そのものの実効性を高め、市民生活の早期の復旧等を図ることを目的として、「熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例」を制定される。

(条例制定の背景)

熊本地震が発生した際、業務継続計画を発動されたものの、各部署において通常業務の休止・縮小に対する判断にばらつきが出るなど、十分に計画が機能せず、初動対応の人員に不足をきたした。

(原因の検証)

業務継続計画の周知・実施訓練が不足をしていたこと、また、各部署が所掌する法的責務がある事務、すなわち通常業務を休止する等の判断が難しく、震災関連業務への大胆な人員投入が躊躇されたこと等をあげておられる。

(条例における規定)

業務継続計画に係る訓練、検証及び見直し、大規模災害時における通常業務の休止及び非常時優先業務の実施、行政執行の特例、職員の参集義務などが規定されている。

2. 避難所の開設に係る課題について

○熊本地震を経験され、課題とその対策を盛り込む形で平成 30 年 8 月、「福祉避難所等の設置運営マニュアル（別添資料）」を改訂される。（大津市においては、福祉避難所に特化したマニュアルは策定されていない）

(1) 熊本地震を経て見えてきた主な課題と対策

① 福祉避難所の周知・広報不足

ホームページ、市政だより等のほか、平常時から「福祉避難所等」について周知・広報を実施

② 福祉避難所における専門性のある人員の不足

マッチング事業の活用、他都市や周辺自治体との連携強化

③ 物資の供給・搬送体制の未整備

福祉避難所の地域（所在地）単位で代表施設を設置し、物資供給体制の確立

④ 福祉避難所受入れ人数の不足

市内の特別支援学校との協定締結により、福祉子ども避難所（障がい児等とその家族の避難できる場所）を確保

(2) 改定のポイント～わかりやすいマニュアルとなるために～

① 冒頭に「市民編」「行政編」の避難手順（フロー図）を添付

② 健康福祉局対策部、各区対策部、福祉避難所や福祉子ども避難所の役割と動き（流れ）を明記

③ 様式集の見直しを図り、実状に即した様式へ変更

④ 物資等供給体制の見直し

⑤ 福祉子ども避難所について記載

⑥ Q&A の項目追加

○福祉避難所ならびに福祉子ども避難所の設置・運営訓練を下記の課題認識に基づき実施される。

（福祉避難所等の設置運営マニュアルより要約・転載）

・平成 28 年熊本地震前までの訓練は、電話、ファクシミリを使った情報伝達訓練であり、福祉避難所等の現場や要配慮者を含めた実践的な訓練は行っていませんでした。熊本地震では、これまでの訓練が十分に活かせず、開設した施設からも実情に即した迅速かつ的確な対応ができなかったとの意見があり、今後は大規模災害を想定し、より実践的な訓練を行っていく必要があります。

- ・福祉避難所等の設置・運営訓練は、災害時を想定した関係者による実践訓練を行うとともに、町内自治会等の地域団体、民生委員児童委員、地元住民、また、障がい者団体等の協力による、要配慮者など多くの方々に参加を呼びかけ、災害発生から福祉避難所等の開設、運営までの具体的な手順について確認していく必要があります。
 - ・訓練を通して、実施体制やマニュアル等を検証し、見直すことで、迅速かつ確かな福祉避難所等の設置・運営に役立てます。また、要配慮者は様々な特性を有するため、その特性を理解するとともに福祉避難所等での接し方についても、研修を実施していく必要があります。
 - ・「福祉子ども避難所」として協定を締結した各特別支援学校では、対象者である障がい児等に災害時における避難行動の理解を図るとともに、保護者等に対しても協力を求めるため、定期的な訓練を実施していく必要があります。
- 福祉避難所はあくまで「二次的な避難所」であることを、平時から市民に周知することが大切である。要配慮者でない住民が福祉避難所に直接避難されると、支援を必要とされる要配慮者への対応に影響を及ぼすことになる。
- 一次避難所において、福祉避難所（民間社会福祉施設等）、福祉子ども避難所（市内6カ所の特別支援学校）への円滑なマッチングが図られるよう、「福祉避難所等の設置運営マニュアル」において、保健師等がスクリーニング、トリアージを実施するにあたっての手順を明らかにされている。
- 各特別支援学校の在校生とその家族、未就学の障がい児とその家族（指定避難所等への避難が可能な方を除く）は、自宅等から個々の判断で、一次避難所への避難を経ず、福祉子ども避難所へ直接避難することを可能とされている。熊本地震発生当時においては、環境の変化によるパニックが危惧され、車中泊を余儀なくされた避難者が多数おられた。
- 要配慮者の移送にあたっての留意点を「福祉避難所等の設置運営マニュアル」において明らかにされている。原則として当該要配慮者の家族または支援者により行われる。ただし、家族または支援者による移送が困難な場合は、市によって行われる。
- （下記、同マニュアルより要約・転載）
- ・指定避難所等から施設への要配慮者の移送手段（支援）は、下記の順番により行うものとし、②の市職員による移送は健康福祉局福祉総務班長が区対策部福祉総務班と調整のうえ、実施することとします。移送を行った場合には、各区対策部福祉総務班から「指定避難所運営委員会」に対して報告することとします。

【移送手段優先順位】

① 家族または支援者による移送

(理由) 要配慮者等については、個々に配慮が必要な場合が多く、家族等による移送によりトラブル発生を防止するためです。

② 市職員による移送

(留意点) 市職員による移送の場合は、原則、家族等に同乗してもらうこととします。

③ 施設職員による移送

(留意点) 市職員の場合と同様に取り扱うこととします。

・上記①、②の手段により難しく、施設へ移送の要請(③)を行う場合は、予め施設に連絡のうえ、市からファクシミリ等により移送要請書を送付します。

・施設は、要請を受けて移送を行った場合は、移送記録簿を作成します。なお、移送に要した実費については、市に請求することができます。また、福祉避難所等の統廃合(集約化)や解消の際における移送についても同様の取り扱いとします。

3. 災害時対応拠点としての市役所庁舎のあり方について

本庁舎は、昭和56年の建築基準法改正以前、昭和54年に設計完了・工事着工した建物であるが、熊本地震で被災した後においても、市役所庁舎として使用されている。

本庁舎は60mを超えており、一般的な構造計算(保有水平耐力計算)ではなく、「時刻歴応答解析」という、時刻とともに変化するリアルな地震の波を計算に加えるという特殊な構造計算を行い、建築基準法に基づく建設大臣認定を受け、新耐震基準への適合が確認されている。しかしながら、これまでの間、建築基準法は複数回改正され、特に阪神・淡路大震災後の平成12年の改正においては、構造計算に用いる入力地震動が追加され、法的な安全検証はより厳しくなっている。

60mを超える行政棟は、建築基準法第20条に基づき、構造改修を行う際には、大臣認定の取得が必須条件となり、この認定を取得するには、国土交通省告示「超高層建築物の構造計算基準を定める件」に基づき規定される指定評価機関の評価基準を満たす必要があるが、熊本市本庁舎整備計画作成業務委託(平成29年度)によって、困難と評価されている。

(別添資料参照)

防災拠点施設及び一般施設としても基準を満たさないこと、また、耐震補強を含めた改修が必要となるものの、必須条件である国土交通大臣の認定取得は困難(大規模な増杭による補強施工は実現困難)であることは判明しているものの、現時点において、整備の方向性は決定していない。

4. 所見

熊本市においては、復旧・復興の各段階において必要となる業務、また、業務への人員投入量などの実績を踏まえ、より実効性の高い業務継続計画となるよう、見直しが行われています。このうち、非常時優先業務の見直しにあたっては、内閣府が被災自治体における災害対応時の業務量と災害対応条件により必要人員をシミュレーションできるシステムとして開発した「災害時対応人員管理支援システム（SHIFT）」を活用されています。整理を実施するうえでの課題として、避難所担当職員が固定されているため、人員が確保できないケースがあること、また、人事異動に伴い人員に変更が生じるため、年度がわりにおいて、スムーズに人員確保を行えるよう、システムを構築する必要性をあげておられますが、大津市においても同様の課題が見込まれるものと考えます。

滋賀県は平成 31 年 3 月に策定した災害時受援計画のなかで、各市町に対して、業務継続計画、受援計画等を作成するとともに、応援を必要とする人数については、上記システム等を利用し、職種、人数、期間を算定しておくことを求めています。現在、策定が進められている大津市国土強靱化地域計画（案）においても、業務継続計画や災害時受援計画は策定済みであるものの、図上訓練等により検証と見直しを行い、業務継続体制の強化を図ることが記されています。大津市が平成 28 年 10 月に業務継続計画を策定した時点において、当該システムが開発されていなかったことを踏まえ、あらためて活用を図るべきと考えます。




業務継続計画とは、「業務の継続ではなく、通常業務の中止を行う計画」と意識することが大切であり、そうでないと、復旧・復興に向けた取り組みに影響を及ぼすと説明を受けましたが、大津市においても、同様の認識を持つ必要があります。地域防災計画は災害対策基本法を根拠として策定されていますが、業務継続計画には法的根拠は存在しません。大津市災害等対策基本条例において、市は、災害又は危機の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるために必要な事項を定めた計画を作成すると規定されていますが、大規模災害発生時における救護の体制を被災状況に見合ったものとするためにも、災害等対策基本条例のもと、業務継続計画に特化した条例を新たに制定する必要性を実感いたしました。

また、熊本市においては、熊本地震を経験され、課題とその対策を盛り込む形で「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を改訂されていますが、大津市においても、福祉避難所の開設・運営に関するマニュアルが実効性あるものとなるよう、福祉避難所に指定する施設の見直しとあわせて、対応を図るべきと考えます。

大規模災害に備えた対応力の強化は、大津市においても喫緊の課題です。災害対応拠点である市役所庁舎の耐震性向上を図るためには、技術的な検証結果を分かりやすく情報発信することが重要であり、そうでなければ、市民理解を得ることは出来ないと感じました。

支 出 伝 票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和2年2月20日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目	調査研究費	
金 額	3,440円	
内 容	大津市公文書公開コピー代	
支払先	大津市市政情報課	
支出年月日	令和2年2月20日	
摘 要	令和2年度当初予算における編成過程がわかる書類（二役査定資料） 立替議員：谷 祐治 受領日 令和2年2月20日 受領印 	
領収書 添付欄	裏面に添付	

下記金額を領申

大津市
市政情報

2020-
02-20

344 円

10 円

01 *3440 非

*3440 計

*3440 現

*0 効

000-6069

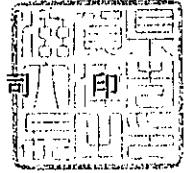
12-11

公文書部分公開決定通知書

大津市指令総財第1号
令和2年 2月19日

谷 祐 治 様

大津市長 佐藤 健



令和2年2月13日付けで請求のありました公文書の公開については、大津市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり請求に係る公文書の一部を公開せず、その他の部分を公開することと決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 又は内容	令和2年度当初予算における編成過程が分かる書類（二役査定資料）
2 公文書公開請求書の收受年月日及び收受番号	令和2年2月13日 收受番号 38号
3 公文書の公開の日時	令和2年2月20日（木）11時45分
4 公文書の公開の場所	市政情報課（大津市役所新館7階）
5 公文書の公開をしない部分	用地取得費に係る予算内訳が明らかとなる部分
6 公文書の公開をしない理由	（大津市情報公開条例第7条第6号に該当） 市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
7 6の理由が消滅する期日	年 月 日
8 担当課（室）等	大津市 総務部 財政課 電話番号 ダイヤルイン 077-528-2712

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

（注）1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課（室）等まで連絡してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 7の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以降に新たに公文書公開請求書を提出してください。

支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	令和2年3月17日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
	谷	谷
科 目	調査研究費	
金 額	13,215円	
内 容	タブレット通信費	
支払先	大津市 議会総務課	
支出年月日	令和2年3月17日	
摘 要		
領収書 添付欄	裏面に添付	

大津市 領収証書 (公)

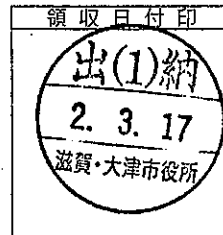
№ 181873

口座番号	[REDACTED]			
加入者名	大津市会計管理者			
納付番号	115649			
年度	31	会計	01	区分 1
所属	議会総務課			
摘要	大津市議会タブレット端末通信料議員負担金 (令和元年11月~令和2年3月分)			
住所氏名	〒520-0037 大津市御陵町3番1号			
	清正会 代表 谷 祐治			
	様			

納入金額	13,215 円
納期限	令和 2年 3月23日

切り取らないで金融機関にお出しくたさい。

上記金額を領収しました。



(納入者保証)